

キャッシュレス・消費者還元事業

実施期間 2019年10月1日～2020年6月30日(予定)

新規お申込みの受付は、2020年3月15日15:00をもちまして終了いたします。
多数のお申込みをいただき誠にありがとうございました。



「キャッシュレス・消費者還元事業」とは？

2019年10月からの消費税率引上げに伴う消費喚起対策として、個人を含む中小・小規模事業者におけるキャッシュレス決済取引を、国(経済産業省)が支援する事業です。

実施期間中は、加盟店には決済手数料の優遇や補助に加え、端末導入費が実質無料になります。

■ 事業内容・詳細については、経済産業省のWEBサイトをご確認ください。

<https://cashless.go.jp/>

外部サイトリンク

\\ メリット1 //

加盟店手数料
実質

2.16%以下

大和ハウスフィナンシャルでお申しいただくと…

期間中、加盟店手数料は3.24%以下に優遇されます。
さらに、国から手数料の3分の1の補助があります。

\\ メリット2 //

端末導入費用

負担なし

決済端末の導入にかかる費用の3分の2を国から補助金があり、決済事業者が残りの3分の1を負担するため、端末を実質無料で導入することができます。

\\ メリット3 //

消費者に

5%ポイント還元

一部加盟店では2%還元となる場合がございます。

※ お申込には当社所定の審査がございます。あらかじめご了承ください。

キャッシュレス・消費者還元事業 概要

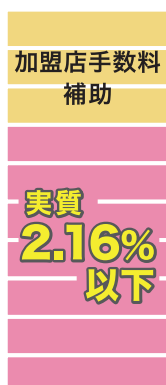
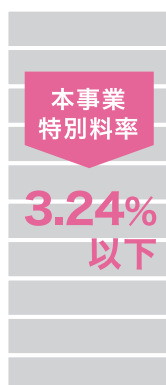
手数料率

事業開始前

事業期間(2019年10月※～2020年6月)

事業終了後

～2019年9月



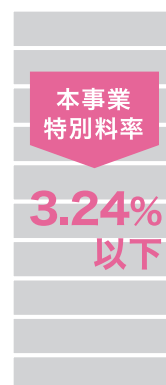
本事業特別料率の
3分の1相当額を
国が補助します。

加盟店
実質負担

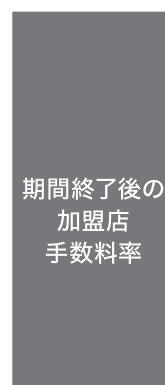
本事業特別料率3.24%以下から、加盟店手数料補助を差し引いた料率が実質負担となります。

※ 補助対象期間は、加盟店様の審査・登録が完了後に通知される本業開始日となります。

2020年7月
～2020年12月



2021年1月～



事業終了後の2020年7月～2020年12月までは、特別料率が継続されます。

加盟店手数料補助

本事業特別料率の3分の2をお支払いいただきます。

お支払い方法は、キャッシュレス決済金額との相殺といたします。

対象事業者

事業対象となる中小・小規模事業者の範囲が国により定められております。

詳細・条件は、下記書類をご確認ください。

[詳細はこちら\(PDF\)](#)

～ キャッシュレス・消費者還元事業 加盟店さま登録時期のご案内 ～

審査・登録にお時間を要しております。お申込み時期によっては、消費者還元・加盟店手数料補助の開始時期が2019年10月1日以降となる場合がございますので、予めご了承ください。

尚、10月1日以降となりましても、審査・登録が整い次第、順次ご参加いただけます。

お問合せ

大和ハウスフィナンシャル

 Daiwa House Group

お電話で「キャッシュレス・消費者還元事業について」とお伝えください

TEL 06-6229-7240 ※平日9:30～18:00(土日祝、年末年始を除く)
<https://www.daiwahousefinancial.co.jp/>